

令和5年 第1回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和5年2月24日(金) 15時00分から16時00分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	富田 高治	—
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	小林 美香
	農地調整担当主事	益子 智渚

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「5番日下部好克委員」と「7番深井一郎委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。申請地は■■■■■■■■地内の田・畑合計2筆で面積は合計206㎡でございます。申請者は■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅の敷地拡張です。なお、こちらは「転用追認」の案件となります。「転用追認」とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容です。農地法第4条の許可申請は自己転用ですので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましては、お手元の議案書又はスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、令和5年1月に当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■から北西に150m程に位置する申請者宅の北側と東側部分になります。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地は全て申請者の所有になります。現況については写真のとおりです。

なお、今回は4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要がござ

います。

【所有地の確認】

いずれも違反等はありません。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は2種農地に区分されます。周辺の営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はありません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件につきまして、ご審議願います。

(■番■■委員)

先ほど折原会長、■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員挙手〉

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は■■■■■■■■地内の畑1筆で面積は811㎡の内の129.23㎡でございます。申請者は電気通信事業を営む法人で、譲渡人は■■■にお住まいの方です。転用目的は資材置場としての一時転用です。権利の移転形態は使用貸借権の設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は■■■に本社を置く通信建設業で町内の基地局の増設工事を行うために、隣接する農地を一時転用し、工事用地として用いたいとのことから、今回申請に至った次第です。なお、転用期間は2ヶ

月間となっております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■
■■■のある通りに面した筆の一部です。隣接する農地が2筆ございますが、
どちらも隣地の同意を得ております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。農地にはプラスチック製の板
を敷き農地への影響を最小限に抑えたうえで作業車両を配置予定です。現況に
ついてはこちらの写真をご覧下さい。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域に区分されます。
一時転用のため、除外の必要はありませんが、本申請の事業計画を農用地区域
内で行っても問題ないことを町の関係各課と確認を行い、適合証明を発行して
おります。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願
いします。

(会長)

それではこの件につきまして、ご審議願います。

(■番■■■委員)

折原会長、■■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害にな
るような問題はないかと思えます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

(■番■■■委員)

地元の農業委員として現地を確認しましたが、特に障害になるような問題は
ないかと思えます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

(会長)

他にご意見ないようございます。この件に関しまして、「やむを得ない」と
してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、日程第3「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今月は各種届出の締め日が2月10日となっております。10日までに、4条届
出はなく、5条届出が2件ございましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

(事務局)

だいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和5年第1回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年3月24日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____